

必読・保存版 ※保険のご案内と一緒に保管してください。

熊本市ボランティア活動保険 Q&A

熊本市ボランティア活動保険について、お問い合わせの多いご質問にお答えします。

※事故の連絡先は P7～P11 をご参照ください。

1、加入手続きについて

Q1、保険の加入手続きはどうするの？

A1、令和3年度(2021年度)より、保険の加入申込手続きは不要になりました。令和3年度からは、過去の加入・未加入に関わらず、団体の要件・活動の要件等が適合する場合、保険を利用できます。

令和2年度までは、3月に「熊本市ボランティア活動保険のご案内」と一緒に送付していました「加入申請書兼昨年度実績報告書」に団体の規約(会則)をつけて、事前にお申込みいただいていたましたが、現在はその手続きが不要となりました。加入手続き廃止に伴い、加入決定通知書はございません。万が一、活動中に事故があった時は、30日以内に担当課(P7～P11 参照)にご連絡ください。

加入手続きは不要ですが、「熊本市ボランティア活動保険」には様々な要件があります。**必ず、実際に活動される前に保険の内容の確認をお願いします。**

Q2、熊本市ボランティア活動保険は誰でも使えるの？

A2、熊本市に拠点(事務所などがあり、団体の主な活動場所が熊本市内であること)があり、市民のために公益的な活動を行うボランティア活動を行う団体が保険の対象です。任意のボランティア団体や、自治会、公園愛護会、PTA、こども会、老人クラブなど、さまざまな団体が保険の対象となります。(団体について、詳しくは **P7～P11** をご確認ください。)

市外を拠点とするボランティア団体や、個人のボランティアの方は対象となりません。また、会則がない、代表者がいない団体も対象となりません。

個人でボランティアをお考えの方は、熊本市市民活動センター・あいぽーとでボランティア登録し、あいぽーとを通した活動に限り、ボランティア活動保険が適用されますので、興味のある方は熊本市市民活動センター・あいぽーとにお問い合わせください。

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 TEL:096-366-0168

[開館時間]午前8時30分～午後9時00分

[休館日]年末年始(12月29日～1月3日)／毎月第2木曜

Q3、ボランティア団体に市外に住んでいるメンバーがいるけれど、怪我をした場合この保険は使えないの？

A3、使うことができます。熊本市に拠点のあるボランティア団体に所属する市外の方が、熊本市民のために行う計画的・継続的なボランティア活動中に発生した事故については、保険を利用できます。

Q4、団体の会則ってどんなもの？

A4、様式は任意ですが、ボランティア活動保険の要件を満たすことがわかる必要があります。

具体的には、5つの組織要件が会則から確認できる必要があります。

<5つの組織要件>

- ① 代表者等が明らかな団体であること。(会長等がいる団体)
- ② 規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること。
- ③ 年間のボランティア活動の計画が明らかな団体であること。(事前に計画が必要)
- ④ 会員、参加者等の範囲が明らかな団体であること。(名簿の作成が必要)
- ⑤ 団体の事務所、活動拠点が熊本市内であること

(例) ○○ボランティア会規約(例)

(名 称)

第1条 本会は、○○○ボランティア会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、清掃や、見回り活動、防犯活動等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

②目的・活動内容から行うボランティア活動がわかること。ボランティア活動を行うことを目的としていること。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 公園清掃活動
- (2) ○○校区見回り、交通安全活動
- (3) ○○校区防犯パトロール
- (4) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本会の事務所は、熊本市○区○○町1-1に置く。

⑤事務所が熊本市であるか。
自治会など、地域団体の場合は会長宅等でも可能です。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

④会員の範囲の確認。別途会員名簿を作成してください。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する

①代表者などが明らかである団体であることを確認します。この場合は会を代表する会長がいるため、OK です。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の会計監査を行う。

===== (略) =====

会則の記載例は、熊本市ホームページのボランティア活動保険のページからダウンロード
できます。 **熊本市 ボランティア活動保険** で検索 🔍

※P12にホームページのアドレスを掲載しています。

Q5、 継続的、計画的な公益性のあるボランティア活動って？

A5、 それぞれにわけてご説明します。

①継続的な活動とは？

数年にわたり行われている活動で、事業実績報告書等でその活動内容が確認できるものです。年 1 回しか行わない活動でも、数年サイクルで行っている活動であれば、継続的な活動とみなします。これから行おうとする活動については、活動の趣旨及び活動の計画が計画書等できちんと把握できれば継続的な活動としてみなします。

②計画的な活動とは？

活動内容が計画書等で明確に把握できる活動です。このようなことから、思いついて、休日に近所の子どもを遊園地へ連れていく、隣の子どもを預かるなどの隣人愛的行為や、駅の階段で高齢者の手を引くなどの親切な行為は、当保険の対象となりません。

活動計画については、任意の様式で構いませんが、熊本市ホームページに記入例を掲載しています。(アドレスは最後のページに記載しています。)

③公益的な活動とは？

対象となる公益的な活動は、下記の表にある活動です。ボランティア活動などの公益性のある活動が対象になります。

	対象となるボランティア活動
(1)地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動、 防災活動、防犯活動、交通安全活動 保健衛生活動、自治会、子ども会、 校区自治協議会等地域団体の運営
(2)社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障害者等への援護活動
(3)社会教育活動	スポーツ活動、文化活動 ※活動の参加者は対象となりません。
(4)青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール
(5)その他 社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

※ボランティア活動には各種活動の事前会議、宿泊を伴うものも含まれます。

※7～11ページに団体の対象となる主な活動、事故があった時の連絡先を掲載しています。ご確認ください。

口頭で活動を計画し、計画書や活動のチラシなどが無い場合、計画的・継続的なボランティア活動であるとの判断ができません。**必ず事前に計画・チラシなどを作成されてください。**

2、活動について

Q6、 草刈機を使用する清掃活動について

A6、 草刈機を使用する清掃活動については、保険の対象となります。ただし、加入団体内部での物の破損(例:草刈機で石を跳ね、会員の車を破損した 等)については、当保険の対象となりません。損害賠償事故の対象となるのは、団体会員以外の第三者ですので、会員以外の方の物を誤って傷つけた場合は、保険の対象となります。故意による事故や、過失が大きい場合は、保険の対象とならない場合がありますので、使用する前に必ず取扱説明書を読む、使用講習会を受講する、安全対策(周囲への声掛けや飛散防止ネットの使用等)を講じる等、十分にご注意の上、活動いただきますようお願いいたします。

Q7、 団体に入らずに、清掃活動やお祭りの手伝いを行う場合、この保険は使えないの？

A7、 この保険については、個人を対象としていないため、ボランティア団体とともに作業を行った場合であっても、会員でない場合は保険の対象となりません。

Q8、 自治会や老人会、PTA、こども会等の活動であれば、すべて保険の対象となるの？

A8、「公益的なボランティア活動を行う指導者・活動者」が保険の対象となるため、懇親のみを目的とした活動(懇親旅行や新年会、BBQ、お花見など)を行う際の事故は保険の対象とはなりません。ただし、公益性がある場合は対象となりえます。例えば、地域の高齢者の健康増進・孤立を防ぐことを目的としたお花見や、子どもの健全育成を目的とした子ども会でのキャンプ等は対象となりますので、判断に悩む場合は担当課へお尋ねください。学校管理下や市の委託業務中に起きた事故も対象となりません。

また、どんどやや夏祭り等の行事等については事前に準備や運営などに携わることが決められていた方の活動は対象となりますが、当日、参加している方については対象とならないため、民間のイベント保険等の加入を事前に検討することをお勧めします。民間の保険に加入されている場合でも、傷害保険は併用ができますので、ボランティア活動の方がボランティア活動中に怪我をした場合、当保険と民間のイベント保険等の双方に申請ができるため、より手厚い状況で活動ができることになります。

Q9、 趣味のサークルで地域の清掃活動に参加し、怪我をした場合、保険の対象となるの？

A9、 趣味のサークルであっても会則・規約に「清掃活動・地域活動」を行うことについて目的・活動として記載され、かつ団体の活動計画などで、団体として地域の清掃活動に参加することを意思決定し、地域団体と共同で行う場合は保険の対象です。会則に趣味の活動内容の記載しかない場合、「規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること」の要件を満たさないため、対象となりません。また、事前に計画せず、たまたま実施されていたボランティア活動に飛び入りで参加する場合も、「計画的・継続的なボランティア活動」ではないため、対象となりません。

Q10、 こども食堂やお祭りなどでの食事の提供を行う場合の補償は？

A10、 調理中のやけどや切り傷などの傷害保険は保険の対象となります。提供した食べ物によって、参加者が細菌性またはウイルス性食中毒を発症したときは賠償保険の対象となります。しかし、ボランティアグループのスタッフ(活動者)が食中毒を発症したときの傷害保険については対象となりません。

Q11、 活動によってインフルエンザや新型コロナウイルス等にかかった場合、保険の対象となるの？

A11、 傷害保険・損害賠償保険ともに対象となりません。その他の感染症や疾病についても同様です。

Q12、 活動中に腰を痛めた場合、保険の対象になる？

A12、 他覚症状のない腰痛やムチウチは対象となりません。他覚症状があっても、老年性や職業性の疾病による腰痛等も保険の対象となりません。

活動中に腰をぶつけて打撲した等の場合はご相談ください。

3、主な対象団体と活動・事故報告連絡先について（令和6年1月1日現在）

万が一、ボランティア活動中に事故が起きた場合は、下記の表を参照いただき、担当課にお電話ください。

主なボランティア活動団体	団体の対象となる主な活動(会則・計画にあるもの)	担当課と電話番号
町内自治会 校区自治協議会 まちづくり委員会 地域コミュニティセンター運営委員会 地域公民館 青少年健全育成協議会 中学生地域交流事業実行委員会 女性の会 プレイパークの会	・清掃活動・地域美化(緑化活動 等) ・登下校見回り活動 ・防災活動 ・防犯活動 ・市民リサイクル活動 ・地域行事などの主催イベント(夏祭り、どんどや等)の運営 等	<お住まいの区へお電話ください> 中央区役所総務企画課 (096-328-2610) 東区役所総務企画課 (096-367-9121) 西区役所総務企画課 (096-329-1142) 南区役所総務企画課 (096-357-4112) 北区役所総務企画課 (096-272-1110)
老人クラブ・老人クラブ関連団体 シルバーヘルパー活動団体	・地域行事の運営 ・清掃活動 ・市民リサイクル活動 ・ふれあいサロン ・長寿お祝い会の運営等 ・防犯活動 ・交通安全活動 ・高齢者見守り活動 ・シルバーヘルパー活動 ・子育て・高齢者への支援 等	<お住まいの区へお電話ください> 中央区役所福祉課 (096-328-2311) 東区役所福祉課 (096-367-9127) 西区役所福祉課 (096-329-5403) 南区役所福祉課 (096-357-4129) 北区役所福祉課 (096-272-1118)

熊本市食生活改善 推進員協議会	・食生活改善実践活動の推 進、保健衛生事業への協力 等	<お住まいの区へお電話ください> 中央区役所保健こども課 (096-328-2419) 東区役所保健こども課 (096-367-9134) 西区役所保健こども課 (096-329-1147) 南区役所保健こども課 (096-357-4138) 北区役所保健こども課 (096-272-1128)
熊本市 8020 健康 づくりの会	・8020 運動の推進、口腔 保健事業等	
子育て支援ネットワ ーク団体、地域の育 児サークル	・子育て支援の活動、子育 て世帯への情報提供 等 ・育児サークル活動	
健康まちづくり推進 員協議会	・校区の健康まちづくりの 推進を目的とした健康づく り ・区及び校区単位で行う健 康まちづくり事業への協 力・活動 等	
熊本市子育てほっ とサポーター会	・熊本市子育てほっとサポ ーター活動	こども支援課 (096-328-2158)
子ども会 青少年育成団体	・防犯活動 ・登下校見守りボランティア ・資源回収活動 等	生涯学習課 (096-328-2736)
公園愛護会 公園清掃を行う地 域住民などによる 団体(事前に協定等 を締結している団 体)	・公園内の清掃・除草活動 ・公園内樹木、草刈り ・公園内植花	<お住まいの区へお電話ください> 中央区土木センター維持課 (096-355-2940) 東区土木センター維持課 (096-367-5509) 西区土木センター維持課 (096-355-4578) 南区土木センター維持課 (096-357-4878) 北区土木センター維持課 (096-245-5054)

防犯協会 防犯ボランティア団体	・防犯パトロール ・見守り活動 ・研修 ・防犯にかかる広報啓発活動等	生活安全課 (096-328-2397)
校区(地区)民生委員児童委員協議会・ 工区(地区)社会福祉協議会	・子育て支援、高齢者支援ボランティア ・研修 ・地域活動 ・清掃活動 ※民生委員児童委員としての活動は除きます。	健康福祉政策課 (096-328-2340)
地域スポーツクラブ スポーツリーダーバンク 校区体育・スポーツ協会 各競技団体 等	・スポーツ振興活動 ・まちづくり推進活動 ・清掃活動 ・各競技の普及・発展 ・選手の競技力強化 ・講師派遣	スポーツ振興課 (096-328-2724)
PTA	・PTA 活動	地域教育推進課 (096-328-2276)
保育園・幼稚園の保護者等によるボランティア会	・清掃活動・環境整備 ・通訳(手話・外国語) ・演芸(人形劇・伝統遊び・手品等)ボランティア ・読み聞かせボランティア ・食育活動(クッキング・菜園など)ボランティア ・運動活動(サッカー・体操等)ボランティア ※保護者会などのボランティア会が主体となる活動に限ります。	保育幼稚園課 (096-328-2568)

自主防災クラブ 校区防災連絡会 避難所運営委員会	・地震、風水害等の災害予防 ・防災知識の普及 ・防災訓練 等 ※災害時の避難所運営及び天災に起因する事故は除きます。	防災対策課 (096-328-2360)
障がい者関係団体	・地域清掃活動 ・障がい児・者の保護育成活動(育児相談・健康相談・早期訓練) ・講習会 等	障がい福祉課 (096-361-2519)
熊本市ふれあい美化ボランティア協定団体	・道路・公園・河川の美化活動 ・危険箇所、異常箇所の情報提供	<お住まいの区へお電話ください> 中央区土木センター総務課 (096-355-4577) 東区土木センター総務課 (096-367-4360) 西区土木センター総務課 (096-355-2939) 南区土木センター総務課 (096-357-4801) 北区土木センター総務課 (096-245-5050)
街路樹愛護会	・街路樹等の清掃活動 ・植樹柵等の除草等 ・街路樹の点検及び異常時の連絡 ・その他街路樹愛護の啓発活動	花とみどり協働課 (096-328-2352)
湧水・水関係団体	・水環境保全啓発活動	水保全課 (096-328-2436)

違反広告物簡易除却協力団体	・美化活動(違反広告物簡易除却)	都市デザイン課 (096-328-2508)
市民リサイクル活動登録団体、美化協定団体	・資源回収活動 ・美化清掃活動 ・啓発活動	廃棄物計画課 (096-328-2359)
ボランティア団体・各課に属しない団体	・清掃活動 ・演芸(手話・人形劇・伝統遊び等)ボランティア ・読みきかせボランティア等	地域活動推進課 (096-328-2036)

※(全団体共通事項)ボランティア活動に関する打ち合わせ(会議)・設営などの事前準備・後片付けなどもボランティア活動として保険の対象です。

※表の分類以外に、団体と活動の協定・協働事業などを行っている市の窓口(担当課)がある場合は、その担当課に事故の連絡を行っていただくか、地域活動推進課に事故の連絡とともにその旨お知らせください。

※市の事業に関するボランティアについてはこの保険の対象となりませんが、市の総合賠償保険の対象となる場合があります。ボランティアを依頼した担当課にご確認ください。

※団体の所管課は令和6年(2024 年)1月1日現在の状況です。組織改編に伴い、変更となる場合があります。

<保険制度のお問い合わせ先>

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市 文化市民局 市民生活部 地域活動推進課
TEL:096-328-2036

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=928



← こちらから、上記ホームページをご覧ください。
会則例や事故報告等の様式等がありますので、必要な方は
ご確認ください。

<事故についてのご連絡先>

P7~P11をご参照の上、担当課にご連絡ください。